

## 2018 年度診療報酬改訂形成外科関連の概要

2018年3月5日までの厚労省発出の資料をもとに、情報共有を目的として作成しています。  
実際の診療報酬請求に際しては、「医科点数表の解釈」、「診療点数早見表」、通知等で最新の情報を確認して下さい。

### 【検査】

D282-4 ダーモスコピー 経過観察と他の疾患への使用に適用拡大  
ダーモスコピーは、悪性黒色腫、基底細胞癌、ボーエン病、色素性母斑、老人性色素斑、脂漏性角化症、エクリン汗孔腫、血管腫等の色素性皮膚病変の診断又は経過観察の目的で行った場合に、検査の回数又は部位数にかかわらず4月に1回に限り算定する。なお、新たに他の疾患で検査を行う場合であっても、前回の算定日から1月を経過していること。

### 【処置】

J000 創傷処置

1：100平方センチメートル未満 45→52 増点

J001 熱傷処理

3：500～3,000平方センチメートル 225→270 増点

4：3,000～6,000平方センチメートル 420→504 増点

5：6,000平方センチメートル以上 1,250→1,500 増点

J003、J003-2 局所陰圧閉鎖処置 使用期間について算定方法の変更

特定保険医療材料の注に”ただし、感染等により当該処置を中断した場合にあっては、当該期間は治療期間に含めない”が追加された。

J017 エタノールの局所注入 1,000→1,020 増点

J017-2 リンパ管腫局所注入 1,000→1,020 増点

J056 いぼ冷凍凝固法 名称の見直しと増点

いぼ冷凍凝固法→いぼ等冷凍凝固法

2：4箇所以上 260 → 270

K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術を参照のこと

J116-5 酵素注射療法 490→2,490 増点

通則の見直し

3 3歳未満の乳幼児に対して区分番号J122からJ129-4までに掲げるギプスの処置を行った場合には、当該各区分の所定点数の100分の55に相当する点数を所定点数に加算する。

→

3 6歳未満の乳幼児に対して区分番号J122からJ129-4までに掲げるギプスの処置を行った場合には、乳幼児加算として、当該各区分の所定点数の100分の55に相当する点数を所定点数に加算する。

### 【手術】

K000-2 小児創傷処理 (6歳未満)

3：筋肉、臓器に達するもの (長径5～10センチメートル) 1,850 → 2,240 増点

4：筋肉、臓器に達するもの (長径10センチメートル以上) 2,860 → 3,430 増点

8：筋肉、臓器に達しないもの (長径10センチメートル以上) 1,450 → 1,740 増点

K002 デブリードマン

2：100～3,000センチメートル 2,990 → 3,580 増点

3：3,000センチメートル以上 8,360 → 10,030 増点

K004 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術 (露出部以外)

3：長径6センチメートル以上 9,480 → 11,370 増点

K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術 良性腫瘍の明確化

(2) 脂漏性角化症、軟性線維腫に対する凍結療法については、区分番号「J056」いぼ等冷凍凝固法により算定する。

K007 皮膚悪性腫瘍切除術

注の見直し、適応拡大

注 放射線同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検 (悪性黒色腫に係わるものに限る。)を併せて行った場合には、悪性黒色腫センチネルリンパ節加算として、5,000点を所用点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。

→

放射線同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検 (悪性黒色腫等に係わるものに限る。)を併せて行った場合には、センチネルリンパ節加算として、5,000点を所用点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。

「注」に規定するセンチネルリンパ節加算については、以下の要件に留意し算定すること。ア 触診及び画像診断の結果、遠隔転移が認められない悪性黒色腫、メルケル細胞癌又は長径2cmを

超える有棘細胞癌であって、臨床的に所属リンパ節の腫大が確認されていない場合にのみ算定する。

K008 腋臭症手術

1：皮弁法 5,730 → 6,870 増点

K009 皮膚剥削術

3：100～200平方センチメートル 9,060→9,610 増点

K014-2 皮膚移植術（死体）

1：200平方センチメートル未満 6,750→8,000 増点

2：200～500平方センチメートル 9,000→16,000 増点

3：500～1,000平方センチメートル 13,490→32,000 増点

4：1,000～3,000平方センチメートル 32,920→80,000 増点

5：3,000平方センチメートル以上 37,610→96,000 増点

\*K939-6 凍結保存同種組織加算 9,960→81,610 増点

K015 皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術

1：25平方センチメートル未満 3,760→4,510 増点

2：25～100平方センチメートル 11,440→13,720 増点

K017 遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）

1：乳房再建術の場合 84,050 → 87,880 増点

K019 複合組織移植 17,490→19,420 増点

K021 粘膜移植術

2：4平方センチメートル以上 7,080 → 7,820 増点

K022 組織拡張器による再建手術（一連につき）

2：その他の場合 18,460→19,400 増点

K022-2 象皮病根治手術

2：下腿 21,010 → 23,400 増点

K099 指癒痕拘縮手術 6,880 - 8,150 増点

K100 多指症手術

2 : 骨関節、腱の形成を要するもの 13,250→15,570 増点

K100 合指症手術

1 : 軟部形成のみのも 7,320→8,720 増点

2 : 骨関節、腱の形成を要するもの 13,250→15,570 増点

K102 巨指症手術

1 : 軟部形成のみのも 8,330→8,720 増点

2 : 骨関節、腱の形成を要するもの 17,700→21,240 増点

K108 母指対立再建術 19,150→22,740 増点

K180 頭蓋骨形成術

1: 頭蓋骨のみのも 16,450→17,530 増点

K182-3 神経再生誘導術

2: その他のもの 21,590 新設

K218 眼瞼外反症手術 3,670→4,400 増点

K218 眼瞼外反症手術 3,670→4,400 増点

K223 結膜嚢形成手術

2: 皮膚及び結膜の形成 13,610→14,960 増点

K237 眼窩縁形成手術 (骨移植によるもの) 17,700→19,300 増点

K296 耳介形成手術

1 : 耳介軟骨形成を要するもの 16,760→19,240 増点

2 : 耳介軟骨形成を要しないもの 8,910→9,960 増点

K297 外耳道形成手術 17,110→19,240 増点

K298 外耳道造設術・閉鎖症手術 35,290→36,700 増点

K299 小耳症手術

2 : 耳介挙上 12,290→14,740 増点

K334-2 鼻骨変形治癒骨折矯正術 21,010→23,060 増点

K418 舌形成手術（巨舌症手術） 7,590→9,100 増点

K427 頬骨骨折観血的整復術 15,090→18,100 増点

K433 上顎骨折観血的手術 15,220→16,400 増点

K444 下顎骨形成術

1：おとがい形成の場合 6,490→7,780 増点

2：短縮又は伸長の場合 25,660→30,790 増点

3：再建の場合 43,300→51,120 増点

K444-2 下顎骨延長術

1：片側 25,660→30,790 増点

2：両側 40,150→47,550 増点

K625 リンパ管腫摘出術

1：長径5センチメートル未満 10,910→13,090 増点

K932 創外固定器加算 10,000 適応拡大

K180 の 3（頭蓋骨形成術）、K443（上顎骨形成術）

K939 画像等手術支援加算

2：実物大臓器実体モデルによるもの 2,000 適応拡大

K227（眼窩骨折観血手術）、K427（頬骨骨折観血手術）、K433（上顎骨形成術）

K939-6 凍結保存同種組織加算 9,960→81,610 増点

### 【その他】

性別適合手術の保険適用

施設基準：

形成外科、泌尿器科又は産婦人科を標榜する病院であること

性同一性障害学会が認定する医師が1名以上配置されていること

一定の手術実績を有する性同一性障害学会認定医が、常勤として1名以上配置されていること

日本精神神経学会の「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」を遵守していること

性同一性障害学会の規定するレジストリーに登録していること

保険適用の対象となる手術：（日形会が関与する可能性のあるもののみ記載）

MTF に対する手術：尿道形成術（前部尿道）、会陰形成術、造陰術

FTM に対する手術：尿道下裂形成術、陰茎形成術、乳房切除術

乳房用エキスパンダーの償還価格改訂：33,000 円→64,800 円

2018 年 3 月

日本形成外科学会社会保険委員会作成